

## 尼崎市特別職報酬等審議会 議事録（第6回目）

- 1 日 時 平成 24 年 5 月 31 日（木）10:00～12:00
- 2 場 所 市役所本庁北館 4 階 4 - 1 会議室
- 3 出席者 委員（出席 6 名 欠席 3 名）  
稲葉嘉昭委員（会長） 松並潤委員（副会長）  
上田祥子委員 粟野毅委員  
岸田園栄委員 坂根英生委員  
（欠席 数山美奈子委員、公門將彰委員、趙信子委員）  
事務局  
安福人事管理部長 中道給与課長  
中村課長補佐 藤原係長 辰巳主事  
傍聴人 なし
- 4 配布資料の説明  
市長・副市長の退職手当の考え方について事務局案として 5 つの案の説明を行った後、5 つの案についての審議を行い、次に中間答申案の素案の説明等を行った。
- 5 審議内容  
退職手当の水準について  
事務局から、退職手当の水準の掛け率について 5 つの案を提示し、その考え方について説明を行った後に、審議を行った。  
委員 : 事務局案「2」では、中核市比較で市長の退職手当の額が 40 市中 39 位、副市長は 40 市中 38 位になるとされているが、最下位の市はどこになるのか。  
事務局 : 市長及び副市長ともに柏市が最下位となっております。  
委員 : 柏市では掛け率が 100 分の 45 となっており、掛け率が中核市で最下位となっていないが、給料月額が低いために最下位となっている。掛け率だけを見た時に、事務局案「2」では中核市で最下位の掛け率となる。今回は、退職手当についての議論となるので、給料月額の問題は別途議論されるべきであり、当審議会では退職手当の掛け率の議論を行いたい。  
委員 : 水準については、どれが正解かというものはないと思うが、阪神間や中核市等、何かを基準にして水準を決めていくべきではないか。  
委員 : 現在の尼崎市長の退職手当は中核市で 4 位となっており、違和感があるが、中核市で最下位というのも違和感がある。中核市の中で中位程度にするのがいいのではないかと思う。

委員 : 水準については、どこかを基準にすべきである。その中で、阪神エリアを重視すべきと思う。阪神間で高くも低くもない程度にしてはどうか。

委員 : 掛け率の水準について、あまり関心はない。退職金そのものをどう考えるかと言うことが大切だと思う。

委員 : 事務局案は常識的な数字であると思う。その事務局案より掛け率を上にしても下にしても説明がつかないので、中核市等を見て水準を決定したという説明を行うことが良いと思う。

事務局案「3」について、阪神間7市のうち4市が退職手当組合に加入していると記載されているが、4市だけが退職手当組合に加入しているのか。

事務局 : 4市だけではなく、兵庫県内の比較的人口規模の小さな市や町が加入しています。

委員 : 事務局案「3」にすると人口規模等が違う市や町と同水準となるのであれば、イメージとしては事務局案「2」が良いかと思う。

委員 : 尼崎市の財政は厳しい状況であり、それは掛け率に反映させるべきと思うが、市長及び副市長の職務・職責は非常に重いものであり、その重責の中で成果を出してもらうことが重要であると思うので、その中で折り合いを考えるべきで。

その中で、掛け率の案として2つの案があり、1つ目は、事務局案「2」及び「3」に近い掛け率にすることとして、市長の掛け率を100分の40にしてはどうかと思う。また、市長と副市長の給料月額、期末手当、退職手当の総額の割合が以前から100対70の割合となっていることから、副市長の掛け率は市長の掛け率である100分の40に7割を掛けて100分の28としてはどうか。この掛け率であれば中核市で最低の掛け率である宇都宮市と同水準となり、最低限のレベルは維持される。事務局案「2」のように100分の38として、中核市で最低の掛け率にはしないという考え方である。

2つ目は事務局案「3」を準用し、市長の掛け率を100分の41とし、副市長の掛け率については、市長の掛け率に7割を掛けて100分の29とするという考え方である。

この2案でご議論いただくというのはどうか。

委員 : 市長の掛け率を100分の40とし、副市長の掛け率については、市長の掛け率に7割を掛けて100分の28とする場合に、給料月額、期末手当、退職手当の総額を見たときに100対70の割合にならないが。

事務局 : 総額で見ると副市長の掛け率については、100分の18となる。平成16年に行った特別職報酬等懇話会の提言では、総額で見た時に市長と副市長の割合を100対70になるようにするというものであった。

委員 : 給与月額と期末手当については今後変動するので、総額で考えるのはどうかと思う。

- 委員 : 副市長の掛け率を市長の掛け率の 7 割とすると、副市長の退職手当額が相当下がることになり、総額の割合が 100 対 70 にならない。掛け率だけを見ると、他都市と比較しても大きな差が生じる可能性があるため、総額を見ることも必要かと思う。
- 委員 : 本日は市長の掛け率の議論を行い、市長の掛け率を 100 分の 41 又は 40 とした上で、その掛け率に基づいて副市長の給料月額、期末手当、退職手当の総額の計算をした資料を作成してもらい、次回副市長の掛け率の議論をするということでしょうか。
- 事務局 : それでは、次回市長の掛け率を 100 分の 41 又は 40 とした場合に、市長と副市長の総額を 100 対 70 にする副市長の掛け率を算出した資料をご用意させていただきます。
- 委員 : 本日は市長の掛け率を 100 分の 41 又は 100 分の 40 にするという所まで決めたと言うことでよいか。
- 委員 : それでよいと思う。

#### 中間答申案について

中間答申案について、事務局から説明等を行った後審議を行った。

- 委員 : 中間答申案の結論で、給与水準の「見える化」の促進を行うため、現行の給与体系による支給水準に加え、退職手当相当分を含めて年俸換算した場合の総額を併記すること、また、給与水準を最低レベルではなく、ある程度の水準に保つということについては賛成であるが、功績を反映させず、最初から退職手当がいくらというのを決めることについて疑問を感じており、功績を反映させるための方法を答申案に入れるべきだと思う。
- また、退職手当だけを見ると、市民感情として市長は退職手当を 3 千万円ももらえ、金額が多いと感じるのではないかと。よって、退職手当の性格及び水準を審議し、退職手当に生活給の部分もあるという議論も踏まえ、純粋な退職手当の水準を決定すべきだと思う。掛け率だけ審議会で決めることについては物足りないと思う。
- 委員 : 答申案では付帯意見を記載していないが、次回は付帯意見を丁寧に記載してもらいたい。
- また、退職手当の金額を選挙公約で減らすという争いになってはいけないと思う。選挙では退職手当をたくさんもらえるような仕事をしなすと訴えていくべきだと思う。
- 次に、市のホームページについて、市民はほとんど見ていないのではないかとと思うので、積極的に市民に対して給与水準を示す方法を考えるように付帯意見に記載すべきだと思う。
- 委員 : 給料、期末手当、退職手当のトータルの額を示すことを条件に現行制度を継

続することとしているので、ホームページや市報ではなく、他の広報活動の具体案を事務局で示して欲しい。

委員：市長の任期である4年間の総額の中で、給料、期末手当、退職手当の割合がどの程度になるのかということを出してもいいのではないかな。

委員：第2回目の審議会で説明があった、退職手当の勤続報償説、賃金後払説、生活保障説の3つの説に基づいて、退職手当の中の勤続報償分、賃金後払分、生活保障分の割合を審議会で結論を出したほうが良かったと思う。

委員：市民に退職手当の額や算出方法等の数字をたくさん見せれば良いと言うことではなく、数字の意味を簡潔にわかりやすく説明すべきだと思う。

委員：民間の役員について課税の問題もあって退職金制度が廃止されている傾向にあると言うことであるが、事業者の中で退職手当に縁遠い人もおり、退職手当について違和感を持っている人がいることも年俸制を考察する理由に加えてはどうか。

次に、退職手当功績反映案を採用することができない理由として、評価、仕組み、議会手続きの難しさを指摘されたという文言を加えるとともに、年俸制案と退職手当功績反映案については、それぞれ退職手当のあり方について一定の意義を持つ考え方であり、引き続き他都市動向を勘案しながら検討されるべきであるという付帯意見も記載して欲しい。

また、今回の審議は、尼崎市の厳しい財政状況を勘案しつつ、市長の職務・職責を高いモチベーションで取り組み、成果を出してもらった最低限の水準はどの程度かということについて審議を行ったものである。よって、答申案のその他に記載している、厳しい財政状況を反映した給与削減措置は市独自の判断に委ねるべきものであるという表現は違うのではないかな。

委員：退職手当に対する功績反映は実際の制度運用は困難であるとの結論に達したと記載しているが、審議会でその様な結論は出ていないと思う。市長をもっと信頼してよいと思うし、市長が自分自身で退職手当に対する功績を判断し、退職手当に反映をしても良いと思う。

委員：退職手当について諮問を受けている立場からすると、答申案では給料、期末手当、退職手当トータルの給与体系について問題提起をするということにしたい。

功績反映については、様々な意見もあったが、最終的には、評価の基準や手法ということまでは結論は出なかったと思う。よって、退職手当に功績部分を反映させる考え方は、理念としては妥当性があるものの、現時点では課題が多いのではないかな。

ただ、退職手当の中でも勤続報償分と賃金後払分と生活給分があり、賃金後払分と生活給分については、給料月額に積むという議論があったということも中間答申案に入れてほしい。

委員 : 功績反映が難しいとなったので、現行制度を継続することとなったが、退職手当の勤続報償説、賃金後払説、生活保障説の 3 つの説に基づいて、退職手当の中の勤続報償分、賃金後払分、生活保障分の割合を決めることができ、かつ、功績の反映の仕方を決められるのであれば、将来的には退職手当功績反映案や年俸制案を考えうるということも記載したほうがいいのではないか。

委員 : 本来の市長の退職手当の水準を他都市と比較してこの程度にすべきということについて合意してはいるが、現行制度に疑問を持っている人が多いということも答申案の中で記載して欲しい。

また、先程から退職手当の水準を落とし、その落としただけ給料を上げるとするのは市民に誤解を与えるので、市民に誤解を与えないように、きちりと市民に説明できるような発信力を出して欲しいということも記載して欲しい。

委員 : 次回の審議会は、まず市長の掛け率を 100 分の 41 又は 40 のどちらにするのかということを議論し、その後副市長の掛け率について、市長の掛け率に 7 割をかけるのか、それとも給料、期末手当、退職手当の総額を見て市長と副市長の割合を 100 対 70 の比率にするかの議論をしたい。

また、給与水準の「見える化」について、現在の答申案ではホームページや市報の修正を行うということになっているが、別の形で簡潔でわかりやすく発信できる案を事務局に出してもらいたい。

最後に中間答申案の言葉の問題を議論し、次回で中間答申案を最終のものにしたい。

## 6 その他

第 5 回議事録の確認及び承認

次回の開催について

以 上